

ビラ配布員の方は必ず目を通して下さい

秋葉原の地域内で同じような業種の間でのトラブルを防ぎ、秋葉原という街が良い街になるためには皆さん配布員の最低限のマナーとモラルが必要です。

今の秋葉原では、よく見られる事なのでそれが間違っているという事に気付かない方も多いでしょうが以下の事は法律に触れる行為であったり、他店に迷惑をかける行為になるので注意して下さい。

・「客引き」と「ご案内」について

「客引き」とは、簡単にまとめると特定の通行人を強引にお店に連れて行く行為です。

自分のお店のビラや看板を見て通行人の方から興味を持った方を店にご案内する事はOKですがその場で説得してお店に連れて行く事は客引き行為になります。

キャッチセールスやデート商法のような客引き行為を、お店が強要する事はないと思いますが皆さんの頑張りがそのように見えてしまうのはお店にとってもマイナスです。

以下の点は、そのようなトラブルの原因になるので特に注意しましょう。

- 通行人に触れる行為は客引き行為に該当します。(衣服、カバン、持ち物などもNGです)
- 割り込み行為 (既に行き先の決まっている通行人を自分の店に引き込む行為)
- つきまとい行為 (店の説明をしながらついていく、しつこく食い下がる)

・ビラ・チラシの配布について

ビラの配布をする際に皆さんに注意して欲しい事がいくつかあります。

下記の点を守ってもらえると、秋葉原全体の風紀が非常によくなります。

自分の好きな街を良くするのも悪くするのも自分たちの心がけひとつなのです。

- 歩きながらビラの配布をしない (決められた場所に着いてから配布して下さい)
- ビルの出入り口に立ってビラの配布をしない (ゲームセンターやPCショップなども含む)
- 他店を批判する (「あの店高いよ!」「あの店よりうちの方がいいよ!」など)
- 他店舗の前で入るのを悩んでいる人への声掛け (割り込み行為に該当します)
- ぬいぐるみや小さなポスター (A4サイズを超えるもの)を持ってのビラの配布

以上の事を皆さんが守っていけば、皆さんの好きな秋葉原が今以上に安心で安全な街になります。

皆さん、ひとりひとりがお店の看板であり秋葉原の看板という意識を持って下さい。

ビラ配布時の注意点

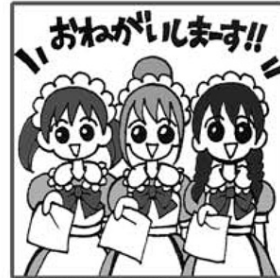
万世橋 メイド系店舗 連絡協議会



無許可でのビラ配布は禁止です!
必ず警察署から発行された
「道路使用許可証」を携帯しましょう。



指定場所以外でのビラ配布は禁止
です!「道路使用許可証」に記載され
た場所で配りましょう。



定められた人数以上でのビラ配布は
禁止です!



1店舗が複数の許可を取る行為は
禁止です!



A4サイズを超えるPOP及び手持ち
看板を持つてのビラ配布は禁止です!



店舗 (他業種を含む) の入り口を塞ぎ
営業の妨害をするようなビラ配布は
禁止です!



移動しながらの配布は禁止です!
指定位置で立ち止まって配りましょう。



配布する人員の交代は、自店舗内で
行いましょう。



キャッチ、客引き行為は禁止です!
道路使用許可証で認められている
のはビラ配布のみです。



ビラ配布員はモラルをもって行動しま
しょう!喫煙、座り込み、飲食は厳禁です!



ぬいぐるみを持つてのビラ配布や
着ぐるみでのビラ配布は禁止です!